

多治見市役所新庁舎建築設計業務委託公募型プロポーザル 参加申込に関する質問に対する回答書

No.	該当資料名	項目番号等	質問事項	回答
1	実施要領	8 参加資格	設計共同体(JV)での参加は可能でしょうか。	実施要領5頁「8 参加資格 (1) 参加の要件」に記載のとおり、本プロポーザルへの参加は単体企業のみ可能です。
2	実施要領	8 参加資格 (1) ケ 同種・類似実績	同種・類似実績で同種は市町村の本庁舎、類似は国交省告示8号別添二建築物類型第四号第2類と規定されていますが、同建築物類型第十二号第2類の内、警察署庁舎についても庁舎建築同等として認めていただけないでしょうか。	本プロポーザルの「参加の要件」で求めている「同種施設」とは、市町村の本庁舎としており、警察署庁舎は、「同種施設」に該当しません。
3	実施要領	8 参加資格 (2) イ V	当該項目に、主任技術者の要件について 「特記仕様書」について 電気設備主任技術者については、「実務経験8年以上」のみを満たしていれば、建築設備士等の資格を有していなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

4	実施要領	2 業務の概要 (3) 履行期間	実施設計の履行期間が令和8年11月30日までとなっておりますが、着工が令和9年7月を踏まえ、確認申請は提出までと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法の手続き（建築確認済証の交付）については、極力、業務履行期間内で完了したいと考えていますが、現段階では構造計画等が決定していないため、基本設計が完了した時点での協議事項とします。ただし、工事発注（現在の予定では令和9年3月）までには、建築確認済証の交付を受けていただきます。 なお、工事の予定時期は、議会の手続き期間を考慮して定めています。
5	実施要領	16 評価基準 (1) 第1次審査 (2) 第2次審査	評価基準には実績に関する評価がありません。実績は資格確認のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
6	実施要領	18 失格要件 (5)	「許容された表現方法」とありますが公告資料に具体的な記載がありませんので、パースの表現は特に制限されないとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
7	特記仕様書	II 業務仕様 1. 設計業務の範囲 (2) 追加業務の内容及び範囲	追加業務の内容欄に、「仮設庁舎の検討及び設計」とあります。その他資料には記載のない内容ですので、業務内容をご教示ください。	駅北庁舎（既存建物）の改修工事（以下「改修工事」）を設計する中で、次の追加業務があると考えています。 ①改修工事が市役所の窓口業務に与える影響の検討 ②改修工事中の業務継続の適否の検討 ③仮設庁舎の要否の検討 ④仮設庁舎の建設が必要となった場合の仮設庁舎の規模・設備等の検討及び設計

8	実施要領	15 第2次審査 ウ 対象者	第2次審査の対象者は「第1次審査通過者」とありますが、通過者数が決められているのであればご教授ください。	5者程度を想定しています。
9	実施要領	8 参加資格 (2) 配置予定技術者の要件 様式第3-2号	実施要領8(2)に「配置予定技術者は、告示の日以前に…(中略)…直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していることとする。」とあり、雇用関係を証明する資料として様式第3-2号で「雇用関係が確認できる書類の写し(健康保険被保険者証等)を添付すること。」とありますが、管理技術者に配置予定の者が大学兼務のため、弊社の労働者名簿・雇用保険証はありません。建築士法23条の2五号により県知事(指定事務所登録機関)へ提出している所属建築士名簿により、一級建築士として所属していることを確認できるので、技術者として配置させて頂いてよろしいでしょうか。	建築士法第23条の2の規定による登録申請書の写しと併せて同法第23の6の規定による業務報告書の写しで要件確認を行います。 両書面の提出をお願いします。
10	実施要領	様式第2号<備考>4 様式第3-2号<備考>9	業務の完了が確認できる書類の写しについて、契約書(鑑)の写しに契約期間が記載されている場合、契約書(鑑)の写しを業務の完了が確認できる書類の写しとみなしてよろしいでしょうか。みなせない場合、書類の例をご教示ください。	契約書のみでは、業務が完了しているか確認できないため、契約書(鑑)と合わせて、確認済証及び建築確認申請書(1面から6面)の写しや市などが交付する検査結果通知書の写しを添付してください。

11	実施要領	様式第2号 同種施設の設計実績 ＜備考＞4.	「業務の完了が確認できる書類の写し」について、発注者が民間組織であり業務の完了証明や履行証明等がない場合、「確認済証」の写しを添付しても宜しいでしょうか。	確認済証及び建築確認申請書（1面から6面）の写しを添付してください。 ただし、同種施設の設計実績は、市町村の本庁舎に限っています。
			以下余白	